

貯金現在残高通知書・預入限度額のお知らせ を配付します

貯金現在残高通知書

4月 下旬配付

共済積立貯金は、9月末日及び3月末日に決算を行い、半年分の利息を元金に繰入れます。今回は、令和4年3月末日における通知書を配付しますので、大切に保管してください。

貯金現在残高通知書					
共済積立貯金の残高は、次のとおりとなりますのでご確認ください。					
栃木県市町村職員共済組合					
所属所名	〇〇市 〇〇部〇〇課〇〇係				
氏名	共済 太郎 様				
税区分	4.3.31 の残高 円	=	3.9.30 の残高 円		
課税	546,426	=	234,567		
		+	差引積立額 円		
			310,000		
			+ 税込利息額 円		
			2,331		
			- 所得税額 円		
			472		
決算日	利率 (%)	税率 (%)	非課税限度額 (万円)		
4.3.31	1.2% (年)	20.315			
現在共済組合に登録されている口座は次のとおりです。					
銀行名	〇〇銀行				
支店名	〇〇支店				
預金種目	普通預金	口座番号	1234***		
名義人	キヨウサイ タロウ				
(所属所)	(証番号)	(部署)			
〇〇〇 -	〇〇〇〇	〇〇〇			
積立額等明細					
日付	種別	金額(円)	日付	種別	金額(円)
3.10.22	定例積立	10,000			
3.11.22	定例積立	10,000			
3.12.22	定例積立	10,000			
3.12.31	臨時積立	300,000			
4.1.14	一部払戻	50,000			
4.1.22	定例積立	10,000			
4.2.22	定例積立	10,000			
4.3.22	定例積立	10,000			
(注) 今期中の一部払戻額が積立額より多い場合は、差引積立額がマイナスとなります。					

預入限度額のお知らせ

4月 月上旬配付

「預入限度額のお知らせ」は、預入限度額3,500万円の98%に達した貯金者へ送付します。預入限度額を超えた貯金者は、4月2回目(4月15日当組合提出期限)までに払戻しをお願いします。預入限度額を超えていない方も、限度額を超える前に払戻しまたは積立中断等をお願いします。

組合員の資格を喪失する貯金加入者は

共済積立貯金の解約をお願いします

手続き

- 「貯金払戻(解約)請求書」を所属所の共済事務担当課へ提出をお願いします。なお、印鑑が相違している場合は解約できませんので、請求書には必ず**届出印**を使用してください。
- 非課税貯蓄を適用している方は、「非課税貯蓄廃止申告書」の提出も必要です。

貯金払戻(解約)・臨時積立等スケジュール

- 解約金は、4月27日、5月30日に送金します。
- 個人で臨時積立をする場合は、預入限度額の超過の確認が必要となるため、**毎月18日**までに当組合へ着金となるよう振込み、**19日以降は振り込まない**ようお願いします。
- 所属所における提出期限は、共済事務担当課へお問い合わせください。

4月							5月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	1	2	3	4	5	6	7
3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14
10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21
17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28
24	25	26	27	28	29	30	29	30	31				

 : 「貯金払戻(解約)請求書」共済提出期限
 : 払戻送金日
 : 各申込書共済提出期限
 : 臨時積立振込期限